

蒲郡市里山林整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税を財源とし、居住地域に隣接する森林により構成される里山林（以下「里山林」という。）の整備及び保全について、里山林のもつ公益的機能の維持・回復による災害防止を目的として、土地所有者又は地域住民（以下「土地所有者等」という。）が主体となつて行う活動に対し、蒲郡市里山林整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、蒲郡市補助金交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、里山林が存在する土地を所有し、占有し、又は管理する土地所有者等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 里山林整備について、土地所有者の同意を得ていること。
- (2) 本市に在住し、在勤し、又は在学し、市税等市の徴収金を滞納してないこと。

(補助対象里山林)

第3条 補助金の交付の対象となる里山林は、市内の森林（森林法（昭和26年法律第249号。）第2条に定める森林をいう。）のうち、次の各号に掲げるものを除く民有林とする。

- (1) 森林法第25条第1項又は同法第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林
- (2) 1a未満の森林
- (3) 他事業の事業採択により整備を実施した里山林

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の国、県若しくは団体予算により補助金又は助成金等の交付を受け、又は受けることを予定している里山林は、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、1か所当たり、1の年度につき1回とし、複数年度において3回までを限度とする。ただし、2回以上補助金の交付を受ける場合は、連続す

る年度でなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、11月末日（ただし、その日が蒲郡市の休日を定める条例（平成3年蒲郡市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日）までに蒲郡市里山林整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 整備予定区域図
- (4) 経費の算出根拠となる書類（見積書、設計書、価格表等）
- (5) 事業の実施について土地所有者の同意を得ていることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、書類の審査及び現地の里山林の調査により適否を審査して、補助金額を決定し、補助金を交付することと決定したときは、蒲郡市里山林整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施に当たって、本市と蒲郡市里山林整備事業による保全管理協定書（第3号様式）を締結するものとする。なお、協定の期間は、当該補助対象事業の完了の日

(2回以上補助金の交付を受けようとする場合は、2回目以降の補助対象事業の完了の日)の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間とする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日以内又は1月末日(ただし、その日が休日に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までのいずれか早い期日までに蒲郡市里山林整備事業費補助金実績報告書(第4号様式。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 整備の施行前中後の状況が分かる写真
- (3) 整備区域図
- (4) 経費の算出根拠となる書類(契約書、領収証等の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、当該実績報告書等及び添付書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、当該実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に、蒲郡市里山林整備事業費補助金確定通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

(証拠書類の保存期間等)

第11条 補助対象者は、当該補助事業の施行及び経費の収支に関する証拠書類その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、保管しなければならない。

(施業地の維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間は、施業地の維持管理に努めなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|------------------------|---|
| 里山林の伐採、撤去、処分、植林等に要する経費 | 補助対象経費に1/2を乗じて得た額とし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 なお、補助事業者が自ら施工する場合は、1aあたり1万円とする。 上記の補助額は、100万円を上限とする。 |

備考 植林の樹種選定は蒲郡市森林整備計画に従う。